鳥取県告示第 282 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の 事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 15 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名 (名称及び代表 者の氏名)	住所(主たる事務 所の所在地)	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業 を行っていた事業 所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人倉吉	倉吉市葵町717-3	社会福祉法人倉吉市社	倉吉市葵町717-3	平成20年3月31日
市社会福祉協議会		会福祉協議会居宅介護		
会長 野島 完		支援事業所		
社会福祉法人赤碕	東伯郡琴浦町大	百寿苑デイサービスセ	東伯郡琴浦町大字	平成20年3月31日
福祉会 理事長	字赤碕1061-3	ンター居宅介護支援事	赤碕1061-3	
井木 久博		業所		